

火薬庫外に火薬類を貯蔵する場合の手続

(1) 指示申請を必要とする場合

「火薬類取締法施行規則第 15 条の表で定める知事の指示する安全な場所」に火薬類を貯蔵しようとする場合はもちろんのこと、次の場合にも指示の受け換えが必要である。

- ア 指示を受けている場所及び位置の移転又は構造若しくは設備を変更しようとする場合
- イ 貯蔵する火薬類の種類及び数量を変更しようとする場合
- ウ 相続又は法人の合併による譲渡又は引渡があった場合
- エ 規則 15 条の表に規定する「貯蔵する者等の区分」を変更しようとする場合
- オ 規則第 16 条の技術上の基準に適合しなくなった場合
- カ 火薬庫外貯蔵場所の指示期間終了後も引き続いて指示を受けようとする場合

(2) 申請手続

○ 提出書類

① 火薬庫外貯蔵場所指示申請書・・・様式 No. 27

② 火薬庫外貯蔵場所施設明細書

(注) 貯蔵施設の構造及び付帯設備(自動警報装置等の設計図、配線図及び構造等)を明記すること。

なお、設備については、カタログ等で規格の説明ができる書類に代えることができる。

③ 位置図(縮尺 1 : 50,000 以上)

④ 状況図(縮尺 1 : 1,000 以上) 施設の配置図

⑤ 火薬庫外貯蔵場所の土地及び建物の登記簿謄本

⑥ 敷地又は建物若しくは設備の使用承諾書・・・書式例 No. 3

(注) 他人の所有する土地、建物及び設備を使用する場合に添付すること。

⑦ 火薬類を貯蔵する目的及び期間を証する書面

(注) 工事請負契約書、岩石採取計画認可書の写等を添付すること。

⑧ 帳簿の記録責任者及び代理者の雇用を証する書面・・・書式例 No. 4

⑨ 自動警報装置管理受託承諾書

(注) 自動警報装置の管理を委託する場合に受託者の承諾書を添付すること。

⑩ 委任状(申請者が代理人である場合)・・・書式例No.1

⑪ 写真(注5)

(注) 火薬庫外貯蔵場所の指示期間満了後も引き続いて指示を受けようとする場合は、申請時に必ず火薬庫外貯蔵場所の内面、外面及び自動警報装置等を撮影した写真を添付すること。

なお、新たに火薬庫外貯蔵場所指示申請をする場合にあっては、指示日後10日までに、上記に準じた写真を提出すること。

なお、原則として、1販売所には、1火薬庫外貯蔵場所とする。

○提出書類 1部

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班